

古代の郡家と里・郷

平川南

Ancient Public Offices and Neighborhoods/Rural Townships

HIRAKAWA Minami

はじめに

- ①郡の分割支配
- ②郡家所在郷
- ③郡家所在郷のあり方
- ④「里長」・「里刀自」

【論要言】

古代日本の地方社会を領域支配する行政機構として、国・郡・里（のちに郷）制が施行された。小論は、近年の各地の発掘調査による出土文字資料を用いた検討を中心に、郡家と里・郷の運用実態を明らかにすることとした。

一〇世紀前半に成立した『和名類聚抄』では、丹波国氷上郡は「東縣」「西縣」と、甲斐国山梨郡は「山梨東郡」「山梨西郡」と、郡内がともに二分されている。しかし、その方式はすでに八世紀前半から氷上郡において西部（西縣地域）に郡家、東部（東縣地域）に郡家別院という分割支配体制として実施されていた。また、陸奥国磐城郡においても、郡家所在郷である磐城郷を中心に南北に分割する方式がとられていた。このように郡の分割統治方式には、国の道前・道後の支配方式にならった郡家を中心として郡内を二分する行政的方式と、自然環境と歴史的経緯などによる相違を解消するための機能的方式の二つの方法が存在した。

ところで郡家所在郷の名称には「大家（大宅）郷」・「郡名郷」・「郡家郷」の三種類がある。「大家（大宅）郷」は郡制以前の在地有力者層の拠点であり、「郡名郷」は

郡領氏族の拠点が中核となり、郡家を設置して郡名を冠したものである。一方、「郡家郷」は「郡名郷」・「大家郷」に比して新しく、例えば、武蔵国入間郡は、「大家郷」と「郡家郷」が併置されているが、その場合、当初郡家は「大家郷」に置かれ、のちに「郡家郷」を新たに設置し、郡家所在郷としたと理解できる。

これらの郡家所在郷は、郡内の他郷と異なる負担、例えば郡家施設の維持管理などの徭役労働などを課せられていたことが、出土文字資料で確認できる。

里（郷）制下の責任者・里長は課役徴発など行政上の役割を負い、郡家に頻繁に出仕し、里長の妻たる里刀自は里（郷）内の各戸の構成員の動向を的確に把握し、農業経営に隠然たる力を発揮したのであろう。

以上からも明らかのように、古代の地方行政組織である郡・里・郷制の行政運用はそれぞれの地域の特性を勘案し、実に合理的であった。その実態は、各地の遺跡における出土文字資料によって鮮やかに浮かび上がってきているのである。

【キーワード】郡家と里・郷の運用実態、郡内の分割統治、郡家所在郷、里長・里刀自

はじめに

古代日本においては、地方を領域支配する行政機構として、国・郡・里（のちに郷）制を施行した。各機構では国司・郡司・里長（郷長）がそれぞれの業務を担当した。

その実態としては、それぞれの地域性を配慮しながら合理的に運用された。国の場合、国内の行政支配を貫徹させるために道前・道後という分割方式が実践されたことが知られる。一方、郡の場合は、文献史料などでは必ずしも明確にならない。しかし、近年出土文字資料の増加により、郡内統治の具体像が明らかになりつつある。本稿では、郡家と郡家別院の存在など、郡内の分割統治のあり方について検討してみたい。

さらに、その中核となった郡家という行政機関を、郡内のいかなる郷に設置したのか。郡家所在郷とされる、「大家（大宅）郷」・「郡名郷」・「郡家郷」の関連性と変遷を究明する必要がある。その上でさらに、郡家が所在する郷は他の郷と徭役労働などの負担において、相違がなかったのかを検証せねばならないだろう。

最後に、里・郷の行政・農業経営等の実質的な担い手と考えられる「里長」「里刀自」の役割とその呼称自体にも言及することとする。

小稿は、筆者の目指す古代地域社会の実像を描く一連の作業工程の一テーマ「郡家と里・郷」に関する試論であり、近年の各地の出土文字資料による検討を中心に、郡家と里・郷の運用実態を明らかにしたい。

①郡の分割支配

一・郡の分割支配の実例

古代国家の地方行政は、各国ごとに国―郡―里（郷）という三段階の

組織から成っていた。そして、一国内の行政支配を貫徹させるために、道前・道後という方式が実践された。国内を二分し、都に近い地域を道前（「道口」とも書く）、遠い地域を道後とする広域行政区画を設定したのである。例えば、早川庄八氏によって正倉院文書「伊勢国計会帳」（八世紀）の国符（行下符一条）に記載された道前・道後の事例が紹介されている⁽¹⁾。九月の稲の収穫期にその熟不を点検するために、国府から少掾（替わりに国博士）が道前に、少目（替わりに大目）が道後にそれぞれ国符を携えて発遣された。伊勢国の場合、国府所在郡の鈴鹿郡を中心に、道前・道後が分けられていた。

このような一国内の道前・道後方式のように、一郡内においても分割支配を実施していた事例がいくつか確認できる。

1. 丹波国水上郡

南北に細くのびる日本列島の本州を縦断する中央分水界のなかで、もともと標高の低い場所が現兵庫県丹波市水上町石生^{いそ}である。加古川水系と由良川水系の平地分水界「水分れ」で、海拔わずかに九五メートルにすぎない。この「水分れ」を中心とする地域に、古代の水上郡が設置された。この水上郡内の郷については、『和名類聚抄』（以下、『和名抄』と記す）の諸本にかなりの相異がみられる⁽²⁾。

○高山寺本

- ① 栗作、② 拳田、③ 原原^{（マ）}以曾不、④ 船城、⑤ 春部、⑥ 美和、⑦ 竹田、⑧ 前山^{以上}東縣、⑨ 佐治、⑩ 伊中、⑪ 賀茂、⑫ 氷上、⑬ 石前、⑭ 葛野、

- ⑮ 沼貫、⑯ 井原^{以上}西縣

○名古屋市博本

高山寺本とほぼ同じ。異なる点は、③原原↓石負、⑦石上、⑧余戸で東

縣・西縣の注記はない。

○大東急文庫本・元和古活字本

- ⑧ 前山、⑦ 竹田、⑥ 美和、⑤ 春部、④ 船城、⑨ 佐沼、⑩ 伊中、⑪ 賀茂、
- ⑫ 氷上、⑬ 石生、⑭ 余戸

諸本の間で郷数の相異もあるが、高山寺本・名古屋市博本では栗作・船城・前山と配列されているのに、大東急文庫本・元和古活字本では前山・船城と逆に並んでいる。しかし、佐治以下の郷名には配列に変化がない。

このことから、氷上郡内は、栗作・前山と佐治・氷上・井原の二グループに大別される。その場合、③石生（負）郷だけが両グループ間で一定しないものの、この二グループは高山寺本が表記する「東縣」「西縣」に相当する。この氷上郡を東西に行政区分する両縣は、延久四（一〇七二）年九月五日の太政官牒（石清水田中家文書、『平安遺文』一〇八三号文書）に「氷上東縣司」と史料上初見する。

（前略）

丹波国壹處 字安田園 氷上郡

田地拾町

四至 東限山 南限見長里通仔佰并粉山
西限津坂 北限毛坂山

右、同符僞、同勘奏僞、宮寺牒氷上東縣司長
元七年十一月廿九日状云、（下略）

ここにみえる安田園は古代の拳田郷内に属すると比定され、拳田郷は高山寺本の注記「東縣」に属する。年代の降る史料であるが、八世紀段階の氷上郡のあり方を考えるうえで、以下の地形的特徴などの要素を加味するならば、十分に意義ある史料といえる。

氷上郡は中国山地に位置し、中世に各郷を中心として荘園化され、そ



図1 山垣遺跡・市辺遺跡と古代氷上郡内郷名比定

の後、大きな改変がなかったことから、現在郡内には、古代の郷名がほとんど完全に遺存している。氷上郡の石生の地（現氷上町東部）、古代の石生（負）郷は、加古川水系と由良川水系の平、地分水界として有名である。すなわち、氷上郡の東部を流れる竹田川は由良川を経て、日本海に流れ込み、一方、西部を流れる佐治川・葛野川は加古川を経て瀬戸内海（播磨灘）に注いでいる地形的に特異な地域である。先にみた郷名のうち、石生郷が両グループ間で一定しないのは、この両地域の分水界に位置していたことによることが容易に読みとれるであろう。

氷上郡の郡名が郡名を負う氷上郷に設置されていたことは間違いないであろう。しかし、西部の氷上郷に郡名が設置されたとすれば、郡家と隔絶された異なる水系に発展した東部地区には郡家の「支所」である郡家別院が置かれたと考えられよう。この郡家（郡家関連施設）と郡家別院と考えられるのが、後述するように市辺遺跡と山垣遺跡である。

2. 甲斐国山梨郡

『和名抄』元和古活字本の甲斐国山梨郡は、次のとおりである。

山梨郡

於曾・能呂・林戸波也・井上井乃倍

玉井多萬乃井上五・石禾伊佐・表門

止字波・山梨奈也萬・加美於保乃・大野上五郷爲

山梨西郡

於曾・能呂・林戸（部）・井上・玉井の五郷を「東郡」、石禾・表門・山梨・加美・大野の五郷を「西郡」と二分している。

この一〇郷のうち、現在地名として遺るものは、於曾（甲州市上於曾・下於曾）、能呂（甲州市野呂）、井上（笛吹市井之上）、石禾（笛吹市石和町）、

表門（甲府市和戸町）、大野（山梨市大野）の六郷である。さらに、古代の山梨郡域内の発掘調査で、郷名を刻書・墨書した次のような土器が出土している。

- 笛吹市一宮町東原、松原遺跡出土、土師器坏（九世紀）墨書「林戸」
- 一宮町坪井、大原遺跡出土、土師器坏（九世紀）墨書「玉井郷長」
- 甲府市横根町、大坪遺跡出土、土師器皿（九一〇世紀）刻書「甲斐国山梨郡表門×」



【図2】刻書土器「甲斐国山梨郡表門×」

以上のことから各郷の現地比定をおこなうと、東郡と西郡を分けているのは、現河道でいえば、上流から塩川・重川そして笛吹川というラインとなる。なお、一九六二年に東山梨郡（現甲州市）勝沼町柏尾の柏尾経塚で発見された康和五（一一〇三）年在銘銅製経筒に、次のような主旨の銘文が記されていた。

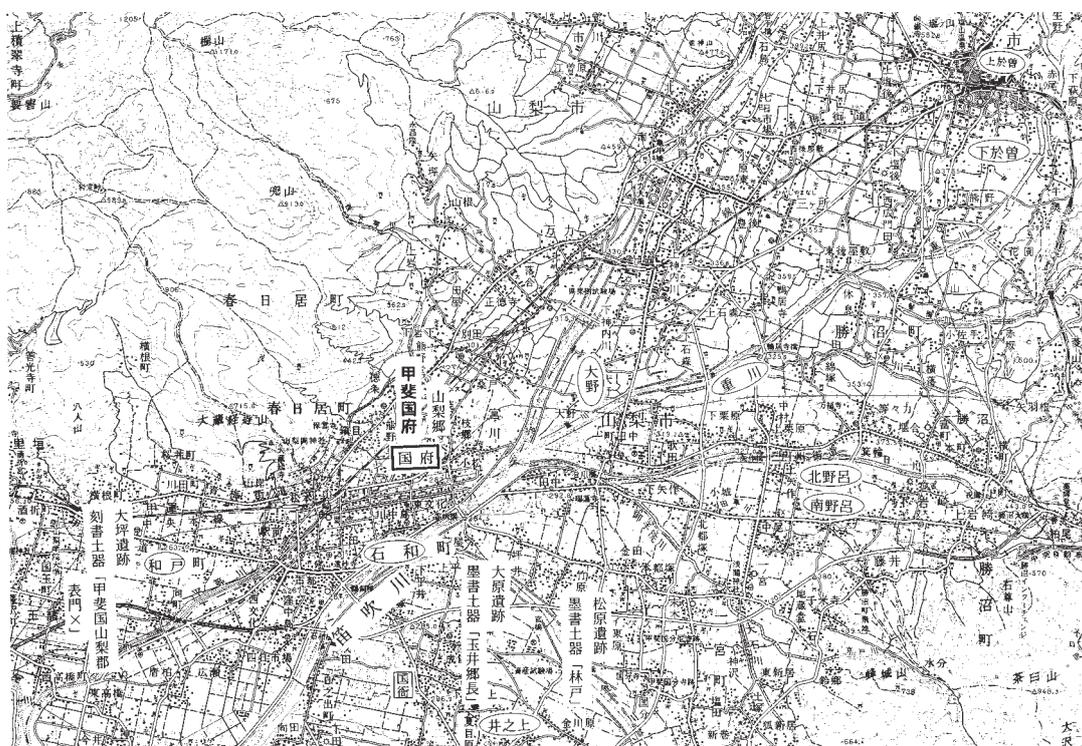


図3 甲斐国山梨郡内郷名比定

甲斐国に入った勸進僧の寂円が、康和二(一一〇〇)年正月に「東海道甲斐国山東郡内牧山村」米沢寺の千手観音の前において如法経書写を發願したとある。この米沢寺の位置は、旧東山梨郡(現山梨市)牧丘町柚口の米沢山雲峰寺とする説が有力である。米沢寺の位置関係からも、「山東郡」は『和名抄』元和古活字本「山梨東郡」のこととみて間違いないであろう。

郡名と郷名の関係から、山梨郡家は山梨郷に設置されたとみてよい。その郷域に比定される笛吹市春日居町の初期国府付近に山梨郡家が想定できる。古代の山梨郡はおそらく笛吹川・重川を挟んで東西に二分された行政が実施され、次節で述べる氷上郡の行政統治方式と同様、東郡地域には郡家別院が設置されていた可能性も想定できるのではないだろうか。

3. 陸奥国磐城郡

○小茶円遺跡〔いわき市平山崎〕
〔こちやえん〕

小茶円遺跡は、平の市街地東方約四キロメートル、夏井川下流右岸に位置する。太平洋の海岸より西へ約三キロメートルのところであり、陸奥国磐城郡磐城郷に属する地域である。磐城郡家に比定される根岸遺跡は、小茶円遺跡の南東方向約二キロメートルの所に位置し、南西方向約五〇〇メートルの位置には、延喜式内社の大國魂神社が所在する。

一九九〇年度調査の結果、調査範囲の南側区域より古代から近世にかけての水田跡が数面確認された。掘立柱建物二四棟、竪穴住居五二棟、井戸を含む土坑一八三基などが検出されている。遺構の大半は、おおよそ九世紀から一〇世紀代に入るものと考えられる。

遺跡の性格を示す遺物は、木簡のほか緑釉陶器五二点、灰釉陶器九三点、カラカマド二個体、風字硯一点である。

一号木簡

・「判祀郷戸主生子継正税」

・「大同元年九月□□日『大同元年十月三日』」

227 × 16 × 2
051



【図4】小茶田遺跡出土木簡「判祀郷」

方形で隅柱をもち、長方形の割板を横位に重ねて側板とした井戸枠内より木簡は出土した。表面には郷名（「判祀郷」）＋人名＋「正税」と記され、裏面には年「大同元年（八〇六）」月日が記されている。貢進物付札である。裏面は一旦書いた年月日を削消し、改めて『大同元年十月三日』と記載している。「判祀郷」は『和名抄』に磐城郡の郷名として記載されていない。その郷名が九世紀前半に存在したことを示す貴重な資料である。

○根岸遺跡（いわき市平下大越）

陸奥国磐城郡家とされる根岸遺跡の一九九六年度第九次調査（遺跡中央の沢部とその周縁部）で木簡を含む遺物の廃棄場を検出し、木簡が一九点自然沼地から出土した。

(1) □□□□ 泊田郷置 □□□□ (参東カ) 榑縫 □□□□ 右 □□□□ □□□□ □□□□

494 × 30 × 11
011

(2) ・「<玉造郷

戸主□□部□□□□
月□□

□□□□

□□□□

□□□□

245 × 37 × 9
039

・「<

□□□□ (山マカ) 神

□□□□

□□□□

□□□□

□□□□

156 × 27 × 4
051

(3) ・「□□郷生マ足人一石」

□□□□ (判祀カ)

□□□□

□□□□

□□□□

113 × 33 × 4
019

(4) 「和□福里 戸主丈マ□□ × 穀一石

□□□□ (君カ) 万呂

□□□□

□□□□

□□□□

211 × 29 × 11
039

(5) 「<飯野郷

□□□□ (君カ) 万呂

□□□□

□□□□

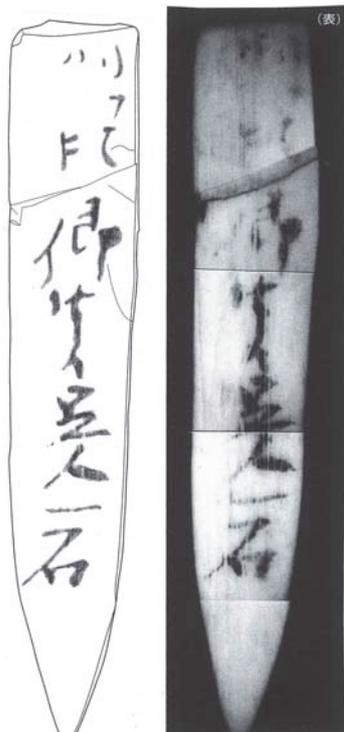
□□□□

□□□□

113 × 33 × 4
019

(1)(2)(5)の郷名は、『和名抄』陸奥国磐城郡条にみえる「白田郷」「玉造郷」「飯野郷」にそれぞれ対応するものである。なお、(3)は「判祀郷」と判読することができる。

木簡の年代は、郡里制の八世紀初頭以前と、郡郷制の八世紀中葉以降にわかれ、木簡記載の郷名は、磐城郡の北部の郷のみに限られるとされている。



【図5】根岸遺跡出土木簡「判祀郷」

○大猿田遺跡（いわき市田倉町中島）

大猿田遺跡は根岸遺跡の約九キロメートル北方に位置している。遺物・遺構のあり方から、官衙に密接に関連する木製品・須恵器・鉄などの生産遺跡とみることができる。

木簡は、八世紀後半の土器と多量の木製品とともに溝跡から出土している。⁽⁵⁾

一号木簡

・「判祀十六」
少丁

(102) × (12) × 3
081



【図6】大猿田遺跡出土木簡「判祀(郷)」

「判祀」は、小茶田遺跡および根岸遺跡出土木簡に「判祀郷」と記載されていることから、本木簡の「判祀」には、郷の表記はないものの、判祀郷の略と判断できよう。その郷名の訓みは、例えば大東急記念文庫本『和名抄』に淡路国三原郡の幡多郷の場合を「波多」(ハタ)、遠江国長下郡幡多郷の場合を「判多」(ハタ)と訓表記されていることを参照すれば、「判祀」は「ハシ」となる。

『和名抄』に全く記載のない郷名「判祀郷」が小茶田遺跡ではじめて確認され、同郡内の地点を異にする根岸遺跡および大猿田遺跡からも「判祀郷」と記す木簡が出土した。『和名抄』に記載のない郷名が三遺跡か

ら同一表記で計三点発見されたことは、全国的にみても類例がなく極めて意義深い。

二号木簡

・「<玉造郷四斗」

・「<七月廿日」

110 × 17 × 2
032

五号木簡

・「<白田」

・「<欠二升」

石足二斗合五斗
山三斗
(城志)

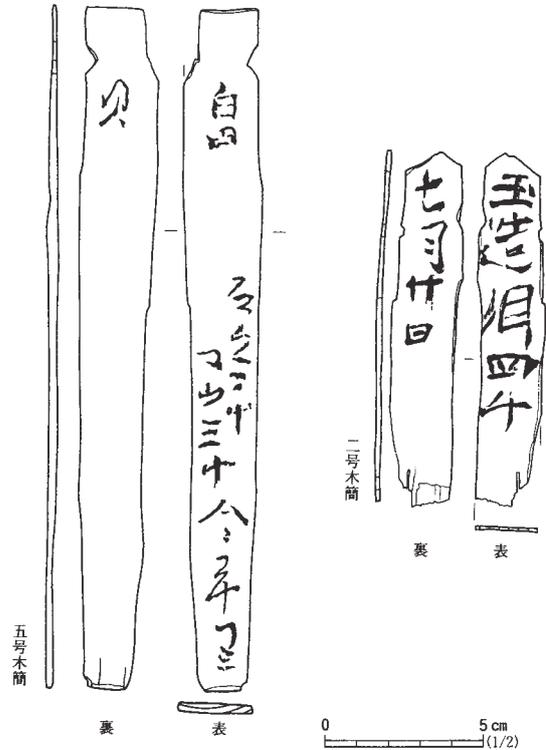
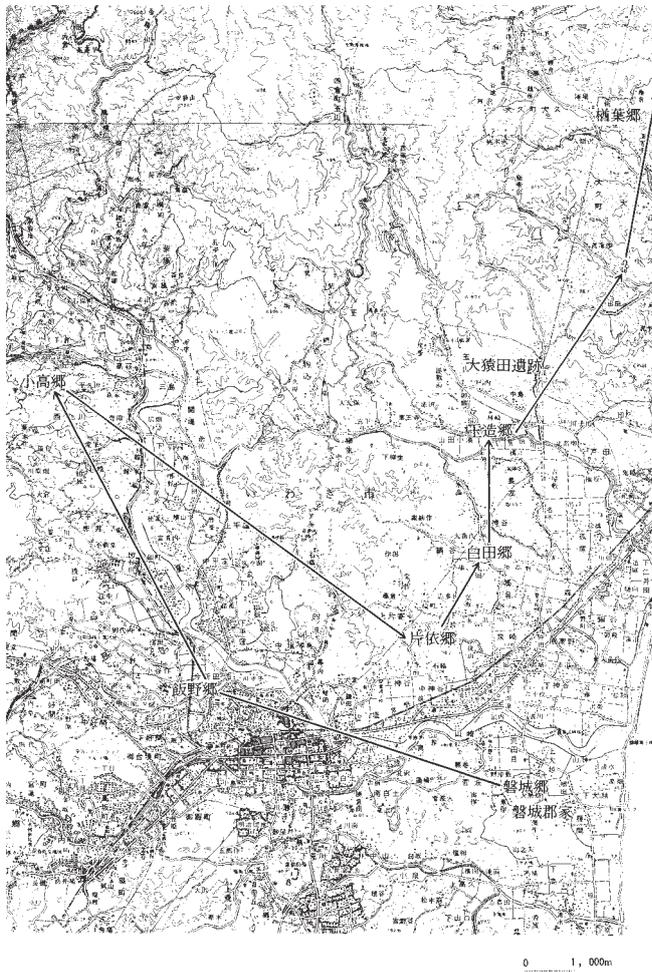
215 × 24 × 3
032

大猿田遺跡の地は、古代の磐城郡玉造郷に含まれるとみてよいであろう。また本遺跡出土木簡中の「白田郷」と「玉造郷」は近接した位置に存在したと考えられる。さらに、『和名抄』に記載されていない「判祀郷」も磐城郡の最北部に想定され、おそらく「端」(ハシ)というのが、本来の地名ではないか。類例でいえば、「出羽」は越後国がもつとも端の郡すなわち「出で端(いでは)」郡(出羽郡)として和銅元(七〇八)年に建郡した。その「端」が「好き文字」二字で「判祀」と表記されたのではないか。

これらの点を併せて考えると、大猿田遺跡の工房跡およびその附属施設は、「白田郷」「玉造郷」など工房の近隣郷からの労働力や物資によって運用されていたことが推測できる。

これらの根岸遺跡および大猿田遺跡から出土した木簡にみえる郷名は、『和名抄』で磐城郷以北に記載された郷に限られる。そこで磐城郷以北の各郷の比定地を挙げると以下ようになる。

磐城郷 郡家所在郷を郡名と共通する磐城郷とすれば、郡家跡である根岸遺跡や郡符木簡の出土した荒田目条里遺跡一帯とみてほぼ間違いない。



【図7】大猿田遺跡出土木簡「玉造郷」「白田郷」

【図8】古代の磐城郡北部郷名比定

飯野郷 現在のいわき市大字平下平窪・好間町中好間・内郷御台境町を中心とするあたりに比定される（吉田東伍『大日本地名辞書』。以下「地名辞書」と記す）。

小高郷 現在のいわき市大字小川町高萩・上平を中心とするあたりに比定される（地名辞書）。

片依郷 現在のいわき市大字上片寄・下片寄を中心とするあたりに比定される（筆者説）。

白田郷 現在の榎葉町南部から広野町にかけての一带に比定される（地名辞書）。

玉造郷 現在のいわき市大字四倉町玉山・中島を中心とするあたりに比定される（地名辞書）。大字玉山は、玉造に関連のある地名であろう。

榎葉郷 現在の榎葉町大字北田・大谷・上繁岡・波倉・井出から富岡町にかけての一带に比定される（地名辞書）。

〔以上は主として『角川日本地名大辞典 7 福島県』（角川書店 一九八一年）による〕

『大日本地名辞書』による上記の比定に基づくならば、磐城郡北半部の郷名は、ほぼ時計回りに南から北に向かって配列されていることが指摘できる。

このような郷の配置から、磐城郡は磐城郡家所在郷を中心として、南と北に二分されているとみてよい。

また、磐城郡家に比定される根岸遺跡および郡直営工房とされる大猿田遺跡から出土した木簡は、租税および徭役労働負担に関わるものである。その木簡に記された郷名がいずれも磐城郡北半部に限定されている傾向は、郡の南北

分割支配が行政上、十分に機能していたことをものごとく理解できらるであろう。

二：郡家と郡家別院

郡符木簡はあくまでも公式令符式に基づく書式の一つであるから、郡符は宛所を明記する。郡の命令は宛先に対してなされる。人の召喚は、宛先を通して行われ、宛先の責任者が召喚されるべき人を引き連れて、郡符を持参のうえ、召喚を命じた所に参向する。そのとき、郡司の発行した符は身分証明書の機能を果たすのである。

上記のような機能をもつ郡符木簡は、宛所では廃棄されない。それゆえに、宛所（「〇〇里長」など）をもって遺跡の性格（たとえば、里家など）と直結させて理解することはできない。召喚を内容とする郡符は召喚を命じた所で廃棄したと考えられる。その召喚を命じた所は、まず郡符の差出である郡家が想定できる。もう一つは、郡家の所管する施設、いいかえれば郡家関連施設が召喚人の赴く召喚を命じた所となるケースも十分に可能性がある⁽⁶⁾。

A. 山垣遺跡（兵庫県丹波市春日町）

山垣遺跡は、次の五条件から遺跡の性格を推測することができるであろう。

①山垣遺跡の遺構は規模が若干小さいとはいえ、官衙施設の形態を有する。

②長屋王家跡をはじめ、山垣遺跡・新潟県長岡市八幡林官衙遺跡など、数多くの遺跡出土の木簡のうちに、紙の書状送付のさいに、二枚の板、または一枚を割りさいてそれに書状をはさんで紐でしばり、その紐の上から「封」の文字または墨点を打ち、封印したことを示す木簡が確認されている。この種の木簡は封緘木簡と呼ばれている。山垣遺跡出

土の封緘木簡の宛所「丹波国水上郡」は、この種の木簡の特性として宛先で封印が解かれることから、宛先はその出土木簡と直結して考えることができる。この点、封緘木簡は郡符木簡と全く異なる性質の木簡といえる。したがって、水上郡（家）宛の封緘木簡（図9）が出土した本遺跡は、当然郡家相当の施設とみなすべきである。

③水上郡は地形上、水系で東西に二分される。西部（のちの水上西縣）の水上郷に郡家がおかれ、東部（のちの水上東縣）の交通の要衝である春部里（郷）には郡家の別院を想定できらるであろう。

④春部里長ほかの、おそらく東部各里長宛の郡符木簡は、郡の施設への召喚と理解すべきである。

山垣遺跡 郡符木簡

・「符春部里長等 竹田里六人部

・「春マ君広橋 神直与

春マ鷹麻呂 右三人

□□□ 依而

四月廿五日 暮萬侶

少領

今日莫不過急々

619 × 52 × 7 □ 011

⑤山垣遺跡は現地名（春日町）からも古代の春部里内に属することは間違いない。しかし、郡家の別院が春部里内に設けられたものと理解し、墨書土器「春マ里長」をはじめ春部関係の墨書土器が出土したことを春部里家と直結して考える必要はない。郡家の別院は、郡司の常駐と春マ里長をはじめ東部の各里長の頻繁な出仕によって機能していたのではないか。



【図9】封緘木簡
「丹波国水上郡」

郡家に別院が設けられた例は、文献史料上いくつか確認することができる。

○『続日本紀』和銅六(七一三)年九月己卯条

撰津職言、河辺郡玖左佐村、山川遠隔、道路險難。由是、大宝元年始建_二館舎_一。雑務公文、一准_二郡例_一。請置_二郡司_一。許_レ之。今能勢郡是也。

○『朝野群載』卷二二・国務条々事(抜粋)(傍線は筆者)

一 擇_二吉日_一、可_レ度_二雜公文_一由、牒_二送前司_一事

(略) 次勘_二官舎_一。神社。学校。孔子廟堂。并祭器。国庁院。共郡庫院。駅館。厨家。及諸郡院。別院。駅家。仏像。国分_二寺堂塔。経論等。

二史料のなかでも、とくに八世紀前半の令制当初の『続日本紀』の記事が注目される。撰津職河辺郡の郡家は『和名抄』の「郡家郷」に設置されていたと考えられ、現在の伊丹市中心部付近に比定されている。本史料によれば、河辺郡玖左佐村(現豊能郡能勢町)が郡家から遠く離れているうえにそこまでの道が険しく、行政上不便なために、大宝元年段階に館舎を建てて郡務を行っていたという。令制当初から河辺郡の郡家の別院が玖左佐村に建置され、和銅六年の時点で、能勢郡として正式に分立したのである。

従来、郷または相接した数郷ごとに設置された正倉別院いわゆる郷倉の存在については注目されてきたが、令制郡そのものが、撰津国河辺郡のような矛盾を内包したまま形式上設定され、その設置当初から行政実務に即応させた形で別院建置が各地で実施された可能性が強いと考えられる。

B. 市辺遺跡〔兵庫県丹波市水上町〕

市辺遺跡は水上郡家所在郷とされる水上郷に位置する。しかし、遺跡

は加古川近くの不安定な地形に立地し、山陰道は遺跡の東、山際近くを走ると想定され、建物規模・方位・配置などからみても、郡家の中心施設とすることはできない。おそらく、加古川水運をも含めた郡家の実務的施設の性格をもつ遺跡と想定できる。



【図10】封緘木簡「板沙進送」

六号木簡

「〈(墨点) 板沙進送〉」

530×48×8
043

市辺遺跡からも封緘木簡が出土している。本木簡は、長さ五三センチ、幅約五センチ、厚さ約一センチの大型の封緘木簡で、しかも完形である。製作方法は、まず厚さ一センチの一枚の板材を、羽子板状に整形、表・裏両面を平滑にし、上下左右の四辺を調整、左右からの切欠きを体部の上端・下端に入れる。次に、厚手の一枚の材を頭部から羽子板状の柄の上部まで割りさいている。頭部は当初方形の状態で割りさき、そののち、方形の角を落として山形状に仕上げている。

封緘木簡の場合、上書きは書状にかかわる文言しか考えられない。その場合、「板沙」は「返抄」と理解する以外は想定しがたい。しかし、通常の「返抄」ではなく「板沙」と表記している。ただ、「進」↓拵、遷↓拵・拙と通用し、「返」も「復」の書体が通用することから推して、「板」は誤字というのではなく、「返」と通用したと判断できるであろう。この封緘木簡の上書きは、差出・宛所を明記しないで、「返抄」という文書の領収の意味と「進送」という上申の形で送付したことを示す文言しか記されていない。このような記載のしかたから判断して、同一行政機構内のやりとりとみることができる。山垣遺跡におかれた別院から水

上郡本院に宛てたケースが想定できるであろう。

市辺遺跡出土木簡の主要な意義は、次にあげるようなものである。

①年代を示す木簡のうち、一号木簡「石前郷野家里」は郷里制下（七二七～七四〇年）のもの、七号木簡「石前里」は郡里制下のものである。このことから木簡の年代は、全体的に八世紀前半として間違いなく山垣遺跡出土木簡とほぼ同時期のものとみてよい。

②一号木簡には国が遣わした僧がみられ、四号木簡は国司が郡家や隣接する駅家などに滞在した事実を物語るものであり、郡家と国府との交流の姿を具体的に示す貴重な資料である。なお、『延喜式』（兵部）の丹波国屋角駅家は、山際近くを走ると想定される山陰道沿いに比定されている。

③氷上郷内に所在したと考えられる市辺遺跡出土の木簡は、西縣とされた郷のうちの「石前里」「石前郷」にかかわるものを含んでいる。また、「宗部里」も含めて各里（郷）を管理し、国司および国から派遣された僧侶に対応している点などから判断して、郡家施設を想定できるとは考えにくい。したがって、出土木簡から判断して、市辺遺跡は氷上郡におかれた氷上郡家にかかわる施設とみることができよう。

④山垣遺跡出土木簡は、別院とはいえ中核施設を囲む大溝に投棄されたもので、郡符木簡をはじめとして郡家発生の重要な文書木簡の廃棄に際して意識的に刃物を入れて折っている。一方、市辺遺跡出土木簡には記録簡や文書木簡を丁寧に刃物を入れて廃棄したものが認められない。

これらの意義を総合するならば、古代の丹波国氷上郡内の山垣遺跡と市辺遺跡は、古代地方行政支配における郡家と国との関係や令制郡に対応した、きわめて合理的な行政運用である郡家本院と別院のシステムの実態を明らかにした点で、大きな歴史的意義を有するであろう。

以上、みてきた三つの郡の分割支配の実例から、分割支配に二つの方

式が存在していたことが明白である。

一つは陸奥国磐城郡の場合、郡の中核部に郡家所在郷¹¹、郡名¹²郷である磐城郷が置かれ、一国支配の道前・道後方式にならない、南北分割支配とした。

もう一つは、丹波国氷上郡・甲斐国山梨郡の場合、地形などの異なる自然環境、歴史的支配形態などにもとづき、一郡行政の機能面を重視し、山梨郡の場合は建郡当初までさかのぼることを立証する資料を現段階では得ていないが、氷上郡は建郡当初から分割支配、具体的には郡家と郡家別院方式を採用したと想定できよう。

こうした郡の分割支配は、諸国の各郡内において、今後検証例を着実に加えていくことが必要であることは申すまでもない。⁽⁷⁾

② 郡家所在郷—郡家郷・郡名郷・大家（大宅）郷

『和名抄』には、「郡家郷」¹³、郡名¹⁴郷および「大家郷」「大宅郷」が散見する。郡家郷は、文字通り郡家所在郷であるとみてよい。郡名¹⁵郷は、郡名を冠する郷であり、やはり郡家所在郷であろう。

また、大家（大宅）郷についても、藪田香融氏によれば、例えば紀伊国の場合、大宅郷の地におかれた海部屯倉（欽明十七年設置）が発展して、のちの名草郡家となり、さらに郡家付属の収納施設がいわゆる「郡許院」とよばれるようになったのではないか。これが単なるミヤケではなく、オオヤケとよばれる理由も、郡家への継承関係によって説明がつくであろうという。⁽⁸⁾しかし一方で、吉田孝氏は、この名草郡のように郡家が大家郷にあったと推定される例もあるが、郡家が大家郷にはなかったと推定される例もあり、その例として、『和名抄』によれば、武蔵国入間郡には大家郷とは別に郡家郷が郡家所在郷として存在していた可能性が強いと指摘している。⁽⁹⁾

この郡家郷・郡名郷・郷・大家郷の存在とその関連を、以下の史料で
確認してみたい。

『和名抄』元和古活字本
武蔵国(抜粹)
久良郡
〔筆者註 郡家郷、郡名郷……〕
大家郷——を付す

鮎浦布久良 大井於保 服田波止 星川波之
加郡家 諸岡毛呂 洲名奈須 良椅與之

橋樹郡
高田多加 橋樹多知 御宅美也 縣守加安
利多毛 驛家

荏原郡
蒲田加萬 田本多毛 満田上音 荏原江波
良覺志 御田 木田多木 櫻田佐久良

足立郡
堀津 殖田宇恵 稲直伊奈 郡家
大里 餘戸 發度

入間郡
麻羽安佐 大家於保 郡家 高階太加
安刀 山田也萬 廣瀬比呂 餘戸

高麗郡

高麗古 上総加無豆

比企郡
郡家 渭後沼乃 都家都介 鹹瀬加良

横見郡
高生多介 御坂美佐 餘戸
埼玉郡
大田於保 笠原加佐 草原加也 埼玉以佐

大里郡
郡家 楊井也木 市田以知 餘戸

男衾郡
榎津衣奈 鴉倉 郡家 多笛 川原
幡々 大山 中村

幡羅郡
上秦 下秦 廣澤 荏原 幡羅
那珂 霜見之毛 餘戸

榛澤郡
新居 榛澤 瞻形 藤田 餘戸

那珂郡

那珂 中澤 水保 弘紀

武蔵国の場合、通常は、一郡の中に郡家郷または郷名郷がそれぞれ一郷存在し、問題の入間郡のみ大家郷・郡家郷の二郷が記載されている。

なお、「大家郷」の読みは、『和名抄』では高山寺本「於保夜計」（おほやけ）、東急本「於保也介」（おほやけ）とあり、『万葉集』巻十四、三三七八番には、

入間道の 大家が原の

いはる蔓 引かばぬるぬる

吾にな絶えそね

伊利麻治能 於保屋我波良能

伊波為都良 比可婆奴流々々

和尔奈多要曾称（『日本古典文学大系 萬葉集三』岩波書店）

とあり、大家「於保屋」（おほや）と読ませている。

ところで、美濃国の場合のような例が認められる（『和名抄』元和古活字本）。

厚見郡

市俣 川邊 三家 厚見 郡家

皆太

可児郡

可児 郡家 日理 大井 矢集

池田 驛家

厚見郷・可児郷は郷名郷であり、両郡ともに郷名郷と「郡家郷」が併存していることになる。さらに石見国邇摩郡の例が注目される（元

和古活字本）。

邇摩郡

託農乃久 大國 湯泉 杵道都知

大家 群治

この「群治」は、高山寺本では「都治」とあるが、元和古活字本・高山寺本ともにおそらく「郡治」の誤写ではないかと考えられる。

『続日本紀』延暦七（七八八）年六月癸未条

美作・備前二國々造中宮大夫從四位上兼撰津大夫民部大輔和氣朝

臣清麻呂言、備前國和氣郡河西百姓一百七十餘人款曰、己等元

是赤坂・上道二郡東邊之民也。去天平神護二年、割隸和氣郡。

今是郡治在藤野郷。中有大河、每遭雨水、公私難通。

因茲河西百姓、屢闕公務。請河東依舊爲和氣郡、河西建

磐梨郡。其藤野驛家遷置河西、以避水難、兼均勞逸。許

之。

備前国和氣郡の吉井川の河西の百姓請願によると、天平神護二（七六六）年に赤坂・上道二郡から和氣郡に移管されていたが、「郡治」は河東の藤野郷にあり、河によって交通が不便であるために、河東はもとの和氣郡に付し、河西には新たに磐梨郡を建置してほしいというものである。この「郡治」は郡家のことであるとみて問題ない。したがって邇摩郡は大家郷と群治（郡家）郷が併存する例といえる。その点では邇摩郡の大家・群（郡）治二郷の例は、これまで唯一とみられていた武蔵国入間郡の大家・郡家の二郷併存と同一のケースとなる。郷と郡家郷、および大家郷と郡家郷という、一郡内において郡家所在郷とみられる名称をもつ郷が併存する例は、『和名抄』でみる限りは、次のとおりである。

武蔵国入間郡大家郷・郡家郷

石見国邇摩郡大家郷・郡治郷

美濃国厚見郡厚見郷・郡家郷

美濃国可児郡可児郷・郡家郷

さらに『和名抄』の記載順でいえば、郡家郷は大家郷・郡名郷のあとに続けて記載されている点を指摘できる。このような場合の郡家郷設置は、郡家所在郷としての郡名郷・郡家郷とは異なる意味を有していたのではないか。

律令郡制が施かれた時に、在地豪族としての郡領氏族の拠点が中核となり、郡家所在郷が設定され、その郷名は郡名を冠した。すなわち郡名郷である。また、吉田孝氏が指摘するように、「大家」すなわちオホヤケはどちらかといえば一般的に在地豪族的な性格を持つ語であり、地方豪族の建物であるとともにやがてその建物の機能をも含む言葉であった。したがって大家郷は在地豪族の拠点が置かれた郷名であり、その地が郡家所在郷として成立したと考えられる。例えば、

越後国古志郡 大家・栗家・文原・夜麻郷

下野国梁田郡 大宅・深川・余戸郷

肥後国宇土郡 諫染・桜井・林原・大宅郷

などの場合、大家、大宅郷を郡家所在郷とみなすことができよう。

そのうえで、武蔵国入間郡および石見国邇摩郡、美濃国厚見郡・可児郡のように、大家郷・郡家（郡治）郷、もしくは郡名郷・郡家郷の二郷が併置される場合は、おそらく当初郡家は大家郷・郡名郷に置かれ、のちに郡家（郡治）郷を新たに設置し、郡家所在郷としたと理解することができるとであろう。

郡家郷は郡名郷・郡家郷とは異なり、郷名に「郡家」をそのまま付している。郷名でいえば、神戸郷・駅家郷に類似した表現といえよう。

神戸郷・駅家郷は、特定の目的（神社や駅家経営など）のもとに一定の

戸を設定した郷である。このことから考えると、郡家郷は郡家所在郷として郡家経営を目的として一定の戸を他郷から割いて設定したと理解できる。

ここで先に指摘した郷名の記載順すなわち郡家郷は大家郷・郡名郷のあとに続けて記載される事実を改めて注目すべきである。郡家郷はおそらく大家郷・郡名郷を割いて、郡家を新たに運用するために置かれた郷で、大家・郡名両郷に隣接していたことが、上記の記載順に表れているのであろう。さらにいえば、郡家郷は大家郷・郡名郷に代わって設けられた郡家所在郷と考えられ、郡家郷の成立時期は両郷に比して新しいと想定できるであろう。

③郡家所在郷のあり方

中村順昭氏は『和名抄』にみえる郡家郷に注目し、次のように指摘している。¹⁰⁾

『和名抄』には、「郡家郷」と称する郷が六か国の一五郡に存在している。郡家郷の呼称は、郡の行政施設である郡家の所在に基づくものである。その郡家の存在にともなう戸として想定されるものは、①郡司、②郡司職分田の耕作にあたる人、③郡雑任などとしている。

また、郡家郷という名称をもたないものの、大家（大宅）郷、郡名郷も郡家所在郷であるが、こうした郡家所在郷が、他郷と異なる扱いを受けたことを示す出土文字資料を二例紹介しておきたい。

中村氏の指摘する郡司職分田の耕作に関わる格好の資料は、福島県いわき市荒田目条里遺跡出土の郡符木簡（第二号木簡。積文と図版は二九六頁に掲載）である。

〔初行〕

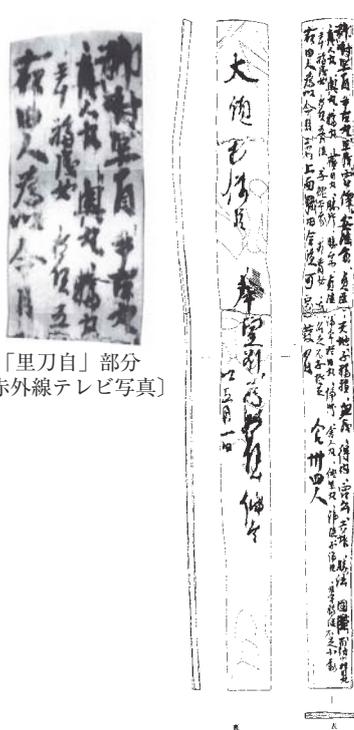
辛良。金貴賀。良水白等五十四人。安置陸奥国。依法給復。兼以三乗田「充口分」に基づき、新たに設置された郷であるとみられる。新羅郷は新羅人を安置したもので、その特殊性から賦役を免ずる措置がとられているのである。

本資料があくまでも断簡ゆえに断定はできないが、荒田目条里遺跡木簡にみられたような郡司職田の耕作など、郡家所在郷では他郷と異なる負担が課せられていたと想定できるだけに、胆沢城への兵士としての上番から除かれたのではないか。

④「里長」「里刀自」

里刀自については、すでに拙稿「里刀自論—いわき市荒田目条里遺跡第二号木簡から—」として論述しているが、本稿の中でも、新たな資料を加えつつ、改めて「里長」「里刀自」について言及することとした。まず、「里刀自」に関する資料を三例あげておきたい。

①福島県いわき市 荒田目条里遺跡出土二号木簡



「里刀自」部分
〔赤外線テレビ写真〕

〔図12〕荒田目条里遺跡出土2号木簡

・「郡符 里刀自 手古丸 黒成 宮澤 安継家 貞馬 天地 子福積 積文

奥成 得内 宮公 吉惟 勝法 圓隱 百濟部於用丸 真人丸 奥丸 福丸 蕪日丸 勝野 勝宗 貞継 浄人部於日丸 浄野 舎人丸 佐里丸 浄継 子浄継 丸子部福継 足小家 壬部福成女 於保五百継 子槐本家 太青女 真名足 子於足 合卅四人」
右田人為以今月三日上面職田令殖可扈發如件

・「大領於保臣 奉宣別為如任件」
以五月一日

592 × 45 × 6
011

郡符の宛所は「里刀自」とみなしてよいであろう。里刀自に続いて、人名が三六人列記されている。

歴名の中にウジ名を有するものとなないものが記されているが、この点は次のように理解しておきたい。

里刀自¹ 手古丸² 黒成³ 宮澤⁴ 安継家⁵ 貞馬⁶ 天地⁷ 子福積⁸ 奥成⁹
得内¹⁰ 宮公¹¹ 吉惟¹² 勝法¹³ 圓隱¹⁴
百濟部¹ 於用丸¹ 真人丸² 奥丸³ 福丸⁴ 蕪日丸⁵ 勝野⁶ 勝宗⁷ 貞継⁸
浄人部¹ 於日丸¹ 浄野² 舎人丸³ 佐里丸⁴ 浄継⁵ 子浄継⁶
丸子部¹ 福継² 足小家²
壬部¹ 福成女¹
於保¹ 五百継² 子槐本家³ 太青女⁴ 真名足⁵ 子於足⁵
すなわち、冒頭の「里刀自」の戸はウジ名を略し、以下手古丸から圓隱までをその戸の構成員と理解し、百濟部於用丸以下もウジ名を筆頭のみに記し、その構成員のウジ名を略したのではないか。「里刀自」の戸の構成員が圧倒的に多く、しかも「吉惟」「勝法」「圓隱」を僧名とすれば、沙弥のような僧をも抱えた「有勢の家」と推測される。「浄人部於日丸」の戸において、「浄野」「浄継」「子浄継」と同じ漢字を用いた人名を含んでいることも、この構成区分の妥当性を示しているであろう。

列記された人名は召喚される人々と考えてよい。里刀自を含む三四人の分それぞれの右肩にみえる「不」は名簿と人物との照合を示す合点である。合点の認められない二名「足小家」と「子於足」については、左肩に「不」と記されており、これは「不参」を意味している。その結果、別筆で「合卅四人」と実際に参向した人名を集計している。それに続く「石田人為以今月三日上面職田令殖可扈發如件」は、郡符の召喚内容を具体的に示しているのである。「扈發」の扈は雇に通じ、田植への労働力は、雇役によってまかなわれたと考えられる。農民は雇役とはいえ、一方的に郡司職田の田植えに従事させられることにより、自らの田の田植えの適切な時期を逸する事態を招くことにもなる。

本郡符は、裏面に記された文書の年紀・五月一日に発行され、五月三日の郡司の職田（大領の場合六町、少領の場合四町）の田植えのために、雇役によって郡家所在郷・磐城郷の農民を召し出したものである。名簿には里刀自を含めて、三六人の名が記されているが、実際は里刀自が三三人の農民を率いて郡家に赴いた。そこで郡の役人は郡符に記された人名と召し出された人物とを照合した結果、二人は不参加であることが判明し、その人の上に「不」と記し、総計「合卅四人」と記載したのであろう。一方、裏面は符式文書の施行文言、位署、文書の日付に相当する。特に五月一日というこの文書の月日の前に「大領於保臣」と記されている点が公式令の符式に合致している。

⑩墨書土器―岐阜県加茂郡富加町東山浦遺跡¹³

本遺跡は川浦川の左岸の段丘上に立地し、現在の羽生地区を中心とする一帯は、古代の半布里の故地と比定され、大宝二（七〇二）年御野国加毛郡半布里戸籍（正倉院文書）との関連が深い地域として注目されている。

発掘調査の結果、約二八〇〇平方メートルの範囲内に確認された遺構

は、竪穴住居三一軒、掘立柱建物二棟、ピット群二カ所、溝状遺構三カ所、土坑六カ所などであった。確認された三一軒の竪穴住居のうちはその推定年代の資料を欠くもの六軒を除くと、すべて七世紀半ばから八世紀後半までの時期に構築されたものである。

問題の墨書土器は第七号竪穴住居（東西四・八×南北四・一メートル）のほぼ中央付近のピットから出土している。ピットは、径三〇×二六センチ、深さ三〇センチの規模で、その断面がやや巾着状を呈している。そのピットの底部に墨書のある坏身と盤が検出されたのである。しかも坏身が下に正位におかれ、その周辺に小指の先ほどの円礫が詰められ固定され、いわゆる「埋納」された状態を呈し、その上を盤が逆位におかれて蓋状となっていたのである。この須恵器は八世紀前半に属するものである。坏身は底部外面に墨痕があるが、遺存状況が悪く、判読できない。盤は底部外面に「里刀自」と墨書されていた。

⑪墨書土器―石川県河北郡津幡町加茂遺跡¹⁴

加茂遺跡は北陸道と河北潟の水路の交わる交通の要衝であり、加賀・能登・越中三国の国境近くにも位置するきわめて重要な官衙遺跡である。遺跡の展開する場所は丘陵裾の谷の出口あたりで、河北潟の岸が入り江状となった地点（フゴ）に面していたと考えられる。

遺跡の北側には加茂川の流れを中心とした鞍部があり、対岸には「鴨寺」（寺関係の遺構と遺物そして墨書土器「鴨寺」出土）が位置している。

丘陵裾を古代北陸道の支路・能登路（奈良時代初頭ぐらいに開通。道路幅は道路側溝の心線で九メートル。平安時代に改築され道路幅は六メートルに縮小）が北北西から南南東に走っている。この能登路の西側の道路側溝に連なる落込みから河北潟にはぼまっすぐ向かう南大溝があり、この二つを軸として掘立柱建物群（七世紀後半～九世紀代）、井戸（七イロ組みの大型のもの二基含む）などが配置されている。

墨書土器には多数の「英太」と記されたものがある。この英太は加賀郡に所在した郷名の一つである。加茂遺跡は平成一二(二〇〇〇)年度の調査で南大溝から発見された「加賀郡勝示札」の宛所「深見村」および英太郷に関係した遺跡とされている。

平成一五・一六(二〇〇三・四)年度の調査において、北大溝から須恵器坏・底部外面に「里刀自」と墨書されたものが出土した。土器の年代は八世紀末〜九世紀初頭である。



【図13】加茂遺跡出土墨書土器「里刀自」
石川県津幡町教育委員会提供

つぎに、「里刀自」の類例として、「五十戸婦」の例を示しておくこととする。

法隆寺幡銘文

「癸亥年山部五十戸婦為命過願造幡之」



【図14】法隆寺平絹幡残欠
銘文「山部五十戸婦」

「法隆寺昭和資財帳」調査により新たに発見された戊子年銘幡は、切畑健・沢田むつ代両氏により戊子年は持統二(六八八)年に比定することができると紹介された¹⁵⁾。それをうけて、狩野久氏は、癸亥年銘幡をはじめとする干支年号表記の幡について、従来の年代比定について再検討を加えた¹⁶⁾。周知のとおり、干支年号は大室以前に限られ、以後は干支を問わず大宝にはじまる固有年号(元号)を使用している、例外がほとんど認められない。また文書の年月日の位置が、大宝初年を境にして文頭から文末に逆転するという変化がみられるのである。この二つの理由から、癸亥年を従来、養老七(七二三)年としたのは、天智二(六六三)年に比定すべきであった。

これらの幡は命過幡とされ、臨終に際して行う命過幡燈法による供養幡である。銘文は施入年月日+施入者+施入事由などを簡潔に記したものである。癸亥年銘幡と類似したものに年紀を欠くが、「山部名嶋弓古連公過時敬造幡」という幡がある。両者の施入者は、山部であるが、これは「阿久奈弥評君女子為父母作幡」の飽波とともに、法隆寺近辺(平群郡夜麻郷、飽波郷—『和名抄』の人々である。『和名抄』夜麻郷は、もちろん『続日本紀』延暦四(七八五)年五月丁酉条による山部を山と改姓したことに基づくものである。したがって、七世紀後半においては、平群評には山部里が存在したことになる。結局、問題の癸亥年銘幡の「山部五十戸婦」は、山部里婦となる。『万葉集』卷一六―三八四七「壇越や然もな言ひそ五十戸長が課役徴らば汝も泣かむ」の「五十戸長」の里長を引用するまでもなく、「山部五十戸婦」は山部の五十戸(里)の長の妻を表現しているのであろう。

以上「里刀自」「山部五十戸婦」より判断すると、荒田目条里遺跡出土木簡の宛所「里刀自」も、郡司一里(郷)長という律令地方行政組織の延長上にあり、里名、ウジ名さえ省略したところに、「里長の妻」を「里刀自」と通称していたと推察することの妥当性の高いことを示している。

有勢の家(ヤケ・イヘ)において家長と家刀自(家室)が併称されたのと全く同様に、里においても里長と里刀自は併称されたのであろう。

また、八世紀前半とされる東山浦遺跡の墨書土器「里刀自」を除くと、荒田目条里遺跡木簡「里刀自」、加茂遺跡墨書土器「里刀自」については、その年代は八世紀末から九世紀半ばごろとみられているが、明らかに郷制下にもかかわらず「郷刀自」ではなく、「里刀自」と表記されている。このことは、「里刀自」の呼称が地方社会において定着していたことをなによりも示しているであろう。

一方、「里長」についても、次のように九世紀の史・資料にその表記を確認できる。

①東大寺文書八 播磨国坂越・神戸両郷解案断簡⁽¹⁷⁾

神人乙公

六人部稲人

里長、他田真作

坂越郷収納長美□□

津長若鳥里足

勘郡司

擬大領外従八位上秦造 擬主帳正八位上播磨直

擬少領無位秦造雄鯖

国依解状判許如件

延暦十二年五月十四日 従六位上行少目爪工造三仲

従五位上行介阿保朝臣人上 正六位上行大掾紀朝臣長田万

〔、は筆者〕

本文書は文書の年紀が「延暦十二年」(七九三)とあり、郡一郷制下にもかかわらず、「郷長他田真作」ではなく、「里長他田真作」と明記さ

れている。

②福井県鯖江市持明寺町・持明寺遺跡⁽¹⁸⁾



【図15】福井県鯖江市持明寺遺跡 A地区出土墨書土器「里長」

本遺跡は河川堆積から墨書された須恵器が多量出土したことを特徴としている。古代の須恵器については、八世紀前半から九世紀末までの時期幅があるが、墨書土器は九世紀代のものが多くとされている。墨書の内容は「依女」「福女」「西」「東家」「入加万」「於奈利」などや遺跡周辺に残る地名「石田」「田中」などが確認されている。これらの墨書土器のうちに須恵器坏・底部外面(九世紀)に墨書「里長」が二点出土している。

などによる相違を解消するための機能的方式の二つの方法が存在した。
 また、郡内での統治単位となった郷・里は、『和名抄』記載の郷名資料の成立時期について、池邊彌氏『和名類聚抄郡郷里驛名考證』⁽²⁰⁾において考察された次の論証が夙に知られている。

『和名抄』にみえる郷名と他史料にみえる郷名の合致・不一致

| 表 | 西 暦 | 計 | 合 | 不 | 合% |
|----|---------------|-----|-----|-----|------|
| 1 | 701 ~ 750 | 236 | 200 | 36 | 84.7 |
| 2 | 751 ~ 800 | 187 | 169 | 18 | 90.4 |
| 3 | 801 ~ 850 | 40 | 39 | 1 | 97.5 |
| 4 | 851 ~ 900 | 42 | 38 | 4 | 90.4 |
| 5 | 901 ~ 950 | 40 | 36 | 4 | 90.0 |
| 6 | 951 ~ 1,000 | 38 | 26 | 12 | 68.4 |
| 7 | 1,001 ~ 1,050 | 56 | 37 | 19 | 66.0 |
| 8 | 1,051 ~ 1,100 | 74 | 50 | 24 | 59.5 |
| 9 | 1,101 ~ 1,150 | 159 | 69 | 90 | 43.3 |
| 10 | 1,151 ~ 1,200 | 407 | 163 | 244 | 40.0 |

(池邊彌氏作成)

『和名抄』の郷名は二十巻本の成立がいつであったかの問題を離れて、大體に九世紀から十世紀前半、特に九世紀前半との一致が顕著であり、その時期からは前にも、後にも遠ざかるに従い、不一致の度が高まることが知られ、しかもその變化がノーマルカーブを書かず、強い段階的な相違を示していることは注目を引く。郷の變質が八世紀の奈良時代、九世紀と十世紀前半の平安時代前期、十世紀後

半と十一世紀の平安時代中期、そして十二世紀の平安時代後期の四期に畫然と區分されている。ことに十世紀の前半と後半との間、すなわち平安時代の前期と中期との間に極めて大きな差が認められ、この相違は八世紀と九世紀、すなわち奈良時代と平安時代前期との間の差よりもはるかに大であることは注意を引く。以上の結果はこの郷名が九世紀頃のものであったと考えてよいと思われる。

古代の磐城郡内とされる根岸遺跡・小茶田遺跡として大猿田遺跡の三遺跡の出土木簡から「判祀郷」という同一表記による郷名が確認された。判祀郷は『和名抄』磐城郡の郷名に全く記載されていない。特に、小茶田遺跡出土木簡の「判祀郷」は「大同元年」(八〇六)の紀年を伴っている。大同元(八〇六)年はさきの池邊氏の指摘する最も『和名抄』の郷名が合致するとされる八〇一〜八五〇年の時期に相当するだけに興味深い事実である。

郡家所在郷には、「大家(大宅)郷」・「郡名郷」・「郡家郷」の三郷があるが、このうち「大家(大宅)郷」は郡制以前の在地有力者層の拠点に由来すると想定される。郡制施行時に、郡領氏族の拠点が中核となり、郡家を設置し郡名を冠した「郡名郷」が成立する。

ここで、評制下の里(五十戸)についても若干言及しておきたい。

①奈良県石神遺跡第一五次 SD一三四七A⁽²¹⁾

・「辛巳年鴨評加毛五十戸」

・「矢田ア米都御調卅五斤」

「鴨評加毛五十戸」は、のちの「三河国加茂郡加茂郷」に該当する。

「辛巳年」は六八一年。

②奈良県飛鳥京跡一三二次 SD九二〇五⁽²²⁾

无耶志国仲評中里布奈大贄一斗五升

248 × (20) × 4

032

161 × 21 × 4

032

「无耶志国仲評中里」は、のちの「武蔵国那珂郡那珂郷」に該当する。

③ 奈良県石神遺跡第一五次SK四〇九六²³⁾

「深津五十戸養」

182 × 20 × 4
032

「深津五十戸」は、のちの備後国深津郡「深津郷」に該当する。

以上の三例は、いずれも評と同名の里・五十戸（サト）である。

七世紀後半には、「郡家郷」に該当する「評家里」という呼称は確認されていない。先にみたように、郡名^レ郷 + 「郡家郷」（美濃国可児郡・厚見郡）、また「大家郷」 + 「郡家郷」（武蔵国入間郡、石見国邇摩郡）というケースに比して推量するならば、評と同名の里・五十戸（サト）は、のちの郡名^レ郷と同様に評家所在の里・五十戸（サト）と判断できよう。評名^レ里はおそらく郡名^レ郷に継承されたのではないか。また評名^レ里にも匹敵する有力者のサトに由来するのが「大家郷」であろう。

一方、郡家郷は郡名^レ郷・大家郷とは異なり、郷名に「郡家」をそのまま付している。郡家郷の成立は大家・郡名^レ郷に比して新しいと考えられる。武蔵国入間郡の大家郷と郡家郷、美濃国厚見郡の厚見郷（いわゆる郡名^レ郷）と郡家郷がそれぞれ併置されているが、その場合は大家郷・郡名^レ郷を割いて新たに郡家所在郷として郡家郷が設定されたのである。

これらの郡家が設置された郷に対して郡内の他郷と異なる負担が課せられていたことは、出土文字資料で確認できる。その一例として、荒田目条里遺跡出土木簡では郡司職田の田植の労働力として郡家所在郷の「田人」（農民）が動員されている。また、胆沢城跡漆紙文書によると、柴田郡柴田郷の人々は兵役を免除されているが、その代わりにおそらくは郡家施設の維持管理などの徭役労働に動員されたのではないか。

里長は課役徴発や戸籍・計帳作成など行政上の役割を負い、おそらく

郡家に頻繁に出仕していたのであろう。それに対して、里（郷）内における各戸の構成員の動向を的確に把握し、農業経営に深く関わったのは里刀自であったであろう。

霊亀三（七一一）年（天平一二（七四〇）年）までの国一郡一郷一里制を廃止し、地方組織はそれ以降、国一郡一郷となった。その国一郡一郷制下の八世紀後半から九世紀にも、「里長」（東大寺文書、大分県飯塚遺跡出土木簡、福井県持明寺遺跡出土墨書土器など）、「里刀自」（福島県荒田目条里遺跡出土木簡、岐阜県東山浦遺跡出土墨書土器、石川県加茂遺跡出土墨書土器など）と表記されていた。このことは、サトラサ^レサトトジ^レは「郷長」「郷刀自」ではなく、地方社会では「里長」「里刀自」表記が定着していたといえよう。

以上から明らかのように、古代の地方行政組織である郡一里一郷制の行政運用は、地形などの自然環境や歴史的経緯などを十分に勘案したものであった。その実態は、各地の遺跡における遺構・遺物とりわけ出土文字資料によって鮮やかに浮かび上がってきているのである。

註

- (1) 早川庄八「天平六年出雲国計会帳の研究」（坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』下巻、吉川弘文館、一九六二年、のち『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年に所収）
- (2) 拙稿「木簡と律令文書行政」（『古代地方木簡の研究』第二章、吉川弘文館、二〇〇三年）で水上郡のあり方について言及している。
- (3) いわき市教育委員会『いわき市埋蔵文化財調査報告第七六冊 小茶円遺跡―古代集落跡の調査（第一篇）―二〇〇一年
- (4) いわき市教育委員会『いわき市埋蔵文化財調査報告第七二冊 根岸遺跡―二〇〇〇年
- (5) 福島県教育委員会『福島県文化財調査報告書第三四一集 常磐自動車道遺跡調査報告Ⅰ大猿田遺跡（2次調査）―一九九八年、三上喜孝・氏家浩子・大越道正「福島・大猿田遺跡」『木簡研究』二三（二〇〇一年）

- (6) 拙稿「郡符木簡―古代地方行政論にむけて」(虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年、のちに一部改稿し、前註(2)書に所収)
- (7) この点の具体例として、藪田香融氏は、紀伊国名草郡について、すでに次のように分析されている(『日本古代の貴族と地方豪族』塙書房、一九九二年)。古代の名草郡は、紀ノ川の河北の段丘には、東から野応、大屋、断金、直川、苑部の諸郷が所在し、河南では、北から荒賀、大田、大宅、有真、忌部の五郷が並ぶが、いずれも三角州・氾濫原の上位面にのる、いわゆる日前宮地域に属す。これらの河北・河南各郷はそれぞれ弥生・古墳時代の遺跡との間に密接な系譜関係を想定することができる。当時の紀ノ川は河道が不安定であった上に、架橋されておらず、これら地区間の往来は想像以上に困難なものがあつたと考えられる。しかも当時の租税の納付は、米・布帛・糸・綿その他の現物納を主体としたから、郡内一三の郷から、名草郡の郡家に直接搬入されたとは考えがたい。名草郡の郡家の所在地ははっきりしないが、これが河南にあつたとしても河北にあつたとしても、事情は変わらなかつたであろう。なお、藪田氏は、やや時代は降るが、平安後期の名草郡において、郡と郷との間に介在する組織として「院」とよばれる中間的な徴税単位の存在したことまで言及されている。
- (8) 註(7)に同じ。
- (9) 吉田孝『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年
- (10) 中村順昭「郡家の所在と郷の編成―『和名類聚抄』にみえる郡家郷をめぐって―」(『史叢』54・55合併号、一九九五年、のち『律令官人制と地域社会』吉川弘文館、二〇〇八年に所収)
- (11) 拙著『漆紙文書の研究』吉川弘文館、一九八九年
- (12) 拙稿「里刀自論―いわき市荒田目条里遺跡第二号木簡から―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第六六集、一九九六年三月、のちに改稿して前註(2)書に所収)
- (13) 富加町教育委員会『東山浦遺跡―庁舎建設地内埋蔵文化財発掘調査報告書』一九七八年
- (14) 拙稿「出土文字資料からみた加茂遺跡の歴史的意義」(津幡町教育委員会『加茂遺跡』二〇一二年)
- (15) 切畑健・沢田むつ代『飛鳥時代の楯・戊子年銘幡』(『伊珂留我』法隆寺昭和資財帳調査概報2、一九八四年)
- (16) 狩野久「法隆寺幡の年代について」(『伊珂留我』法隆寺昭和資財帳調査概報3、一九八四年)
- (17) 本断簡文書の釈文は、松原弘宣『日本古代水上交通史の研究』(一九八五年)で紹介された勝浦令子「史料紹介『播磨国坂越・神戸両郷解』補遺」(『史学論叢』六六と、部分的訂正を加えた小口雅史「延暦期『山野』占有の事例」(『史学論叢』一〇)による。
- (18) 福井県教育庁埋蔵文化財調査センター「持明寺遺跡―一般県道―」(一般県道武生朝日線「改良工事に伴う発掘調査」)二〇〇八年
- (19) 国東町教育委員会「飯塚遺跡」二〇〇二年、釈文は『木簡研究』三〇(二〇〇八年)による。
- (20) 池邊彌「和名類聚抄郡里驛名考證」(吉川弘文館、一九八一年)
- (21) 市大樹「奈良・石神遺跡」『木簡研究』二六、二〇〇四年
- (22) 奈良県立橿原考古学研究所「奈良県遺跡調査概報 一九九五年度、明日香村飛鳥京跡」一九九六年
- (23) 註(21)に同じ。

(二〇一二年四月一六日受付、二〇一二年七月二三日審査終了)

(国立歴史民俗博物館長)

Ancient Public Offices and Neighborhoods/Rural Townships

HIRAKAWA Minami

The province-district-neighborhood (later known as rural townships) system was established as an administrative structure for regional control of regional societies in ancient Japan. This article focuses on study using archeological excavation text documents from recent excavations in various places, aiming to clarify the reality of application of public offices and neighborhoods/rural townships.

In the “Wamyo Ruijusho” established in the first half of the tenth century, Hikami District in Tamba Province was split into two inner districts called “Higashiagata” and “Nishiagata” while Yamanashi District in Kai Province was likewise split into the two inner districts of “Yamanashi Higashigun” and “Yamanashi Nishigun”. However, this had already been implemented from the first half of the eighth century with public offices in Seibu (Nishiagata region) in the Hikami District and a partitioned rule system called gukebetsuin in Toubu (Higashiagata region). In Iwaki District, Mutsu Province, too, there was a system of north and south partitions centered around Iwaki-no-go, a rural township with a public office. In this way, there were two methods of partition and rule systems for districts: the administrative system of splitting into two inner districts centered around public offices, and the functional system of resolving differences by means of natural environment and historical chronology, etc.

Incidentally, there were three types of rural townships with public offices: the landlord (ooyake) rural townships, rural townships named after districts, and district home townships. Landlord (ooyake) rural townships were locations of influential landowners established from before the district system, and rural townships named after districts were mainly the location of district-leading families, with public offices bearing the name of the district. On the other hand, district home townships were newer than landlord rural townships and rural townships named after districts. For example, Iruma District in Musashi Province, landlord rural townships and district home townships were side by side, in which case we can understand that the first public offices were located in landlord rural townships and were later newly established in district home townships, forming rural townships with public offices.

It can be confirmed from archeological excavation text documents that these rural townships with public offices had different responsibilities from other inner district rural townships, for example being imposed with compulsory maintenance and management of public office facilities, etc.

The persons in charge and neighborhood chiefs under the neighborhood (rural township) system bore administrative responsibilities such as distribution and control of assignments, etc., and they frequently attended public offices, while the wives of neighborhood chiefs, who were essentially the housekeepers of the neighborhood, had a precise understanding of the movements of members of every house in the neighborhood (rural township), exhibiting power behind the scenes of agricultural administration.

As is clear from the above, the application of administration through the ancient regional administrative structure of the district-neighborhood-rural township system was very logical and took into account the characteristics of the respective regions. The reality of this system is made brilliantly clear by archeological excavation text documents from various places.

Key words: the reality of application of public offices and neighborhoods/rural townships partition and rule systems for districts rural townships with public offices neighborhood chiefs wife of neighborhood chiefs
